

本会は生徒および会員の吉凶に対し、次の内規により、慶弔の意を表する。

一、表彰

- 1 生徒が校内外において、他の模範とするにたる善行をなしたる時は、記念品を贈呈し、これを表彰する。
- 2 本会の発展のために顕著な功績があったと認められる時は、運営委員会の議を経て、記念品を贈呈し感謝状を贈る。

二、凶事

- 1 生徒が死亡した時は、代表者が葬儀に参列し、お悔やみとして金 5 0 0 0 円と花輪一對を贈呈する。
- 2 会員およびその配偶者が死亡した時は、代表者が葬儀に参列し、お悔やみとして金 5, 0 0 0 円と花輪一對を贈呈する。

三、見舞い

- 1、会員が P T A 活動中の事故の時は、見舞い金 3 0 0 0 円を贈る。
- 2、教職員が病気のため、引き続き一カ月以上欠勤した時は、代表者が見舞い、見舞金として金 3 0 0 0 円を贈る。
- 3、生徒が不慮の災厄に遭遇した時は、その程度により、運営委員会の議を経て適宜慰問の方法を講じる。
- 4、会員が不慮の災厄に遭遇した時は、運営委員会の議を経て、適宜慰問の方法を講じる。

四、教職員転・退職

次の基準によって、記念品を贈る。

- 1、 本校在職一年以内の場合は、2 0 0 0 円。
- 2、 一年を越えた場合は、一年を増すごとに、5 0 0 円を加える。

五、その他

特別な場合は、運営委員会にはかり、適切な処置をとる。

六、本規定は、昭和 6 0 年 1 月 2 5 日より実施する。

「付記」

- 1、香典返し・見舞い返し・その他謝礼的なことは一切しない。
- 2、運営委員の父母・子女が死亡した時は、代表者が葬儀に参列し、お悔やみとして 3 0 0 0 円と花輪一對を贈呈する。